

企 画 調 整



山形市発展計画2030
連携中枢都市圏の推進
移住・定着の促進
結婚新生活支援事業
市民活動支援
山形市地域公共交通計画
コミュニティバス・
地域交流バス
自主運行交通支援事業
道の駅やまがた蔵王
男女共同参画
情 報 化

山形市発展計画2030（企画調整課）

1 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間（令和7年3月策定）

2 2040年の目指すまちの姿

健康医療先進都市・文化創造都市を確立し、選ばれるまちとなる

3 政策体系

テーマ	政策分野	目指すまちの姿	施策
Ⅰ まちをつくる	01 公共交通	「まち」・「ひと」・「しごと」公共交通が全てを繋ぐまち	①公共交通の整備
			②持続可能な公共交通ネットワークの構築
			③広域公共交通の充実
	02 都市整備	誰もが安全に安心して、心地よく快適に住み続けられるまち	①魅力ある都市空間づくり
			②安全性と利便性を高める道路網の整備
			③持続可能な公園の形成
			④居住環境の整備
			⑤水道・下水道事業の安定経営
	03 中心市街地	歩くほど幸せになるまち	①まちの賑わい向上
			②魅力あるまちなみの整備
③居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり			
04 防災	防災はみんなの力、安全はみんなの笑顔、安全・安心の絆でつながるまち	①災害に強いまちづくり	
		②多様なニーズに対応した避難所・避難場所の整備	
		③自主防災組織の組織率向上及び活動充実に向けた支援	
05 コミュニティ	市民や地域のコミュニティが活発なまち	①地域コミュニティの推進	
		②市民活動への支援	
06 環境	一人ひとりが限りある資源を大切にする循環型の自然豊かな美しいまち	①脱炭素社会の推進	
		②循環型社会の推進	
		③自然との共生	
		④うるおいのあるまちづくりの推進	
Ⅱ ひとを育む	07 教育	豊かな学びや体験を得て、質の高い教育を受けることのできるまち	①安全・安心な教育環境の整備
			②魅力ある学校づくりの推進
			③学校・家庭・地域のネットワーク構築
			④多様な学びのニーズへの対応
	08 こども	こどもの笑顔が未来をつくる、子育てが楽しいまち	①結婚・妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援
			②安心して子育てできる環境づくり
			③地域社会全体で子どもと子育て世帯を支援する環境づくり
	09 健康	誰もが健康で生きがいと役割を持って、地域の中でいきいきと暮らすまち	①SUKSK生活の推進による健康寿命の延伸
			②エビデンスに基づく生活習慣病の予防促進
			③女性の健康支援
			④心の健康の保持・増進
			⑤生活衛生の確保
	10 医療	安心して医療が受けられる暮らしやすいまち	①医療体制の充実
②感染症の予防対策の充実			
③救急体制の充実・強化			
④市立病院済生館の新病院整備			
11 福祉	困っている人、悩んでいる人を誰もほっとかないホッとするまちHOTTなまち	①地域福祉の充実	
		②介護福祉人材確保・定着に向けた総合的取組	
		③障がい福祉の充実	
		④高齢者福祉の充実	
		⑤住環境の充実	
12 文化	身近にあるクリエイティブに出会えるまち	①創造的活動の機会の充実・担い手の育成と支援	
		②文化財の効果的な保存・活用	
		③文化施設の整備	
13 スポーツ	スポーツ熱の高い健康で活気あふれるまち	①身近でスポーツに親しむことができる環境整備	
		②地域交流の拡大と活性化	
		③多様なスポーツを通じた健康増進への対応	



Ⅲ しごとを豊かにする	14 商工	産業の振興と働きやすさがつなぐ、未来をひらくまち	①産業の集積
			②地域企業の稼ぐ力の向上
			③若者の活躍と人材の確保・育成
	15 観光	暮らしと観光がつながり、何度も訪れたいくなる感動体験を生み出すまち	①多様なニーズに対応した観光振興
			②観光地の魅力と利便性向上に向けた基盤整備
			③高付加価値旅行者の誘客推進
	16 農林	豊かな自然とおいしい食を未来につなぐ、みどりの循環するまち	①マーケットに対応した戦略的な農林業の振興
			②多様な担い手の育成・確保
			③農林業生産基盤の整備
	17 男女共同参画	性別に関わらず多様な人材が活躍し、多様な価値観が尊重されるまち	①男女共同参画の推進
			②女性活躍の推進
			③誰もが安心して暮らせるまちづくり
	18 シティプロモーション	山形ブランドが確立し、高いブランド力で選ばれ続けるまち	①山形ブランドの発信と創造
			②移住・定住・関係人口の拡大
			③国際化への対応
未来へつなげる行政経営	19 行政	発展計画を推進するための基盤づくり	①人材の育成・確保
			②行政サービスの向上
			③効果的・効率的な行政経営
			④持続的発展が可能な財政運営

4 その他

まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）」を兼ねる計画とする。

連 携 中 枢 都 市 圏 の 推 進（企画調整課）

山形市と近隣の上山市、天童市、山辺町及び中山町は、平成 23 年に定住自立圏を形成し、地域医療や福祉、地域公共交通などで連携した取組を行い、圏域における生活関連機能サービスの向上に努めてきた。

山形市は、平成 31 年 4 月からの中核市移行により、連携中枢都市圏の連携中枢都市としての要件を満たすこととなったことから、圏域の中心都市として近隣自治体と連携し、住民が将来にわたり安心して快適に暮らせる圏域づくりに積極的に取り組んでいる。

1 山形連携中枢都市圏推進会議

連携中枢都市圏構想は、中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有しながら、活力ある社会経済を維持しようとするもの。中心都市と近隣市町村が 1 対 1 の連携協約を締結する結果として、連携中枢都市圏域が形成される。

山形市と経済的結びつきが強い通勤・通学割合が 0.1 以上の近隣 5 市 6 町は、山形市を中心都市とする連携中枢都市圏の形成に向け、平成 30 年 12 月に「山形連携中枢都市圏推進会議」を設立し、下部組織として、検討委員会及び幹事会を設置した。

令和 2 年 4 月には、経済・社会・文化等で密接な関係を有する市町として 1 市 1 町が加わり、現在は 7 市 7 町にて連携中枢都市圏で取り組む連携事業等についての検討・協議を行っている。

2 連携中枢都市宣言

連携中枢都市宣言は、中心都市が、近隣市町村との連携に基づいて、圏域全体の将来像を描き、圏域全体の経済をけん引し、圏域の住民全体の暮らしを支えるという役割を担う意思を表明するもの。

山形市は、令和元年 6 月 27 日に連携中枢都市宣言を行った。

3 連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

連携協約は、連携中枢都市宣言を行った中心都市と近隣市町村が、連携の目的や基本方針、連携する取組等について規定し、締結するもの。

山形市は、令和 2 年 1 月 9 日には近隣 5 市 6 町と、令和 3 年 1 月 12 日には村山地域の 1 市 1 町と山形連携中枢都市圏連携協約締結式を開催し、協約の締結を行った。

【令和 2 年 1 月に連携協約を締結した 5 市 6 町】

寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町

【令和 3 年 1 月に連携協約を締結した 1 市 1 町】

尾花沢市、大石田町

4 連携中枢都市圏ビジョン

連携中枢都市圏ビジョンは、連携中枢都市宣言を行った中心都市が、圏域の中長期的な将来像や、連携協約に基づき推進する具体的な取組、成果指標等について規定し、策定するもの。

山形市は、民間や地域の関係者等で構成する「山形連携中枢都市圏ビジョン懇談会」における検討を経て、令和 2 年 2 月に「山形連携中枢都市圏ビジョン」を策定し、令和 3 年 2 月には新たな連携市町及び新規連携事業を追加する変更を行った。

また、令和 7 年 2 月には令和 7 年度から令和 11 年度を計画期間とする第 2 期山形連携中枢都市圏ビジョンを策定した。



5 連携する取り組み

連携中枢都市圏ビジョン記載項目					
連携協約記載項目					
協定項目		連携項目			
		連携施策	取組内容	連携事業	
1 圏域全体の経済成長のけん引	圏域全体の経済成長のけん引	産学金官民一体となった圏域の経済成長等の推進体制の整備	産学金官民一体となった圏域の経済成長等を図るため、ビジョン懇談会を開催し、連携中枢都市圏ビジョンの策定、進捗管理等に取り組む。	【1】 連携中枢都市圏ビジョン懇談会の開催	
		産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業の促進及び地域中堅企業等を核とした戦略産業の育成	産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成等を図るため、企業支援、雇用の確保等、各種連携事業に取り組む。	【2】 山形市売上増進支援センター（Y-biz）の広域活用	
		地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	地域資源を活用した地域経済の裾野拡大を図るため、販路拡大の推進等、各種連携事業に取り組む。	【3】 新卒者への地元・企業情報等の共同発信	
		戦略的な観光施策の展開	戦略的な観光施策の展開を図るため、広域観光の促進等、各種連携事業に取り組む。	【4】 圏域特産品等の販路拡大の促進	
		その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策の促進を図るため、新たな施策の検討に取り組む。	【5】 展示会への共同出展によるものづくり企業の販路拡大支援	
				【6】 ふるさと納税を活用した圏域特産品等のPR	
2 高次の都市機能の集積・強化	高次の都市機能の集積・強化	高度な医療サービスの提供	高度な医療サービスの提供を図るため、医療体制の充実等、各種連携事業に取り組む。	【7】 連携による広域観光の促進	
		高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	高度な中心拠点を整備するとともに、広域的公共交通網の構築を図るため、広域交通ネットワークの検討等、各種連携事業に取り組む。	【8】 圏域全体の経済成長のけん引に係る新たな施策の検討・推進	
		高等教育機関等と連携した地域の人材育成	高等教育機関等と連携した地域の人材育成を図るため、大学等との共同研究等、各種連携事業に取り組む。	【9】 次世代型医療用重粒子線照射装置利用者等への支援	
		その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策	その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策の促進を図るため、新たな施策の検討に取り組む。	【10】 24時間健康・医療相談サービス業務	
				【11】 連携中枢都市圏公共交通ネットワーク協議会の設置・運営及び事業の実施	
				【12】 奥羽新幹線の整備実現	
3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上	A 生活機能の強化に係る政策分野	医療体制の充実	医療体制の充実を図るため、各種連携事業に取り組む。	【13】 保健所・大学を活用した健康等に関する共同研究と利活用	
		福祉の充実	福祉の充実を図るため、各種連携事業に取り組む。	【14】 高次の都市機能の集積・強化に係る新たな施策の検討・推進	
		地域振興の充実	地域振興の充実を図るため、各種連携事業に取り組む。	【15】 休日及び夜間における診療体制の充実	
		その他の生活機能の強化に係る施策	その他、圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る連携の促進を図るため、各種連携事業に取り組む。	【16】 健康ポイント事業	
				【17】 救急医療情報共有システム事業	
				【18】 子育て支援センターの相互利用	
				【19】 子ども安全情報配信事業の拡大	
				【20】 病児・病後児保育施設の広域利用	
				【21】 男性育児休業取得促進事業	
				【22】 森林病害虫被害対策事業	
				【23】 有害鳥獣被害対策事業	
				【24】 在住外国人支援事業	
				【25】 消防事務の受委託	
				【26】 消費生活相談事業の拡大	
				【27】 備蓄物資等の情報共有事業	
	B 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	圏域内外の住民との交流・移住促進	圏域内外の住民との交流・移住促進を図るため、移住・定住促進に向けたPR等、各種連携事業に取り組む。	【28】 生活機能の強化に係る新たな施策の検討・推進	
		その他の結びつきやネットワークの強化に係る施策	その他、結びつきやネットワークの強化に係る連携の促進を図るため、各種連携事業に取り組む。	【29】 移住・定住促進のための共同での情報発信	
				【30】 山形市東京事務所等を活用した共同での移住促進PR	
				【31】 高校生を対象としたふるさと教育の推進	
				【32】 空き家活用情報の共同発信	
				【33】 圏域内のお試し住宅の情報発信	
				【34】 若者定着奨学金返還支援事業	
				【35】 婚活推進事業	
				【36】 結びつきやネットワークの強化に係る新たな施策の検討・推進	
		C 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野	圏域内市町の職員等の交流	圏域内市町の職員等の交流を図るため、各種連携事業に取り組む。	【37】 職員研修の拡充
			圏域内の公共施設の集約化・共同利用等	圏域内の公共施設の集約化・共同利用等を促進するため、各種連携事業に取り組む。	【38】 山形広域炊飯施設の共同運営
			その他の資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る施策	その他、資源制約に対応するための圏域マネジメント能力の強化に係る連携を促進・強化するための新たな施策の検討・推進等、各種連携事業に取り組む。	【39】 （仮称）山形広域畜場整備及び運営維持管理
					【40】 山形市市民活動支援センターの広域活用
					【41】 山形市男女共同参画センターの広域活用
					【42】 固定資産課税客体管理及び全庁共用空間データ整備に資する航空写真図整備事業
		【43】 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る新たな施策の検討・推進			

移住・定着の促進（企画調整課）

1 移住プロモーション推進事業

首都圏在住者を主なターゲットとして、移住を検討している方々へ山形市で暮らすことの魅力や子育て環境の良さ等をPRするため、PR映像の制作やSNS等での情報発信を行う。映像は、移住者の目線で山形市での暮らしを具体的にイメージできるものとし、移住に対する不安等が払拭されることで、山形市への移住を促進することを目的にした、4つのテーマごとに3分程度にまとめた動画を配信する。

また、イベント開催の広告配信にあたって、ビッグデータを基に、山形市への移住に関心があるインターネットユーザーを予測して広告配信のターゲットを設定し、効果的なPRを図った。

2 移住者対象給付事業

東京一極集中は正及び地方の担い手不足対応のため、山形県と共同して行う山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業及び起業支援事業実施要領に基づき、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）から山形市に移住し、対象法人に就職した者又は起業した者等に対し、移住に係る経済的負担軽減を目的とした支援金を交付する。

(1) 支給額（令和6年度）

① 単身世帯：60万円

② 2人以上の世帯：100万円

なお、令和5年4月1日以後に18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満1人につき100万円加算する。

(2) 交付実績（令和6年度）

8件（内18歳未満 6人） 12,800,000円

3 移住・定着促進事業

移住コンシェルジュによる相談や情報発信を引き続き行うとともに、山形市での暮らしに興味・関心を持った方に対し、希望に応じた暮らしを体験できるオーダーメイド型の移住体験ツアーを実施する。

【オーダーメイド型移住体験ツアー実績（令和7年3月末現在）】

令和5年度：28組52名が参加 12組19名が移住済み

令和6年度：41組83名が参加 5組7名が移住済み

合計 69組135名が参加 うち17組26名が移住済み

移住率（参加組ベース） → 24.6%

〃 （参加人数ベース） → 19.3%

4 民間人材活用交流事業（地域活性化起業人型）

移住支援体制の強化を図るため、国の地域活性化起業人制度を活用し、民間企業からの社員を受け入れ、民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウ等を取り入れ、移住支援窓口業務の従事、サポートを行う。

5 地域おこし協力隊導入事業

地域おこし協力隊制度を活用し、市が抱える課題の解決及び市が行う事業の推進を図るため、都市部から山形市に移住し活動する隊員を導入した。

【導入実績（令和6年度）】

・令和5年4月1日付け委嘱 移住促進用プロモーション業務：1人

・令和5年6月1日付け委嘱 文化財保存活用業務：1人

・令和6年4月1日付け委嘱 文化財保存活用業務：1人



結 婚 新 生 活 支 援 事 業（公民連携室）

経済的理由により結婚に踏みきれない若年層に対し、結婚に伴う新生活に必要な費用を支援することで、経済的不安を解消し、少子化対策の推進を図るため、対象世帯に新生活の開始に伴い必要となる住居費等の費用について補助を行う。
（国補助）地域少子化対策重点推進交付金（補助率 2 / 3）

1 対象世帯（令和 6 年度）

(1) 新規

次のすべての要件を満たす世帯

- ・ 令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに婚姻した夫婦
- ・ 夫婦共に婚姻日における年齢が 39 歳以下
- ・ 夫婦の所得額合計が 500 万円未満
- ・ 対象となる住宅が山形市内

(2) 継続

前年度事業の補助対象であり、その交付額が補助上限未満であった世帯

2 補助上限

婚姻時の年齢が夫婦ともに 29 歳以下の場合は 60 万円、39 歳以下の場合は 30 万円

3 対象経費（令和 6 年度）

(1) 住居費

- ・ 住宅取得費用（建物の購入費、新築の場合の工事請負費）
- ・ 住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- ・ リフォーム費用（住宅の機能の維持又は向上を図るための修繕、増築、改築、設備更新等の工事に要した費用）

(2) 引越費用（引越業者や運送業者に支払った費用）

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に支払った上記の費用が対象

4 補助実績（令和 6 年度）

(1) 婚姻時の年齢が 29 歳以下の世帯

新規 62 件 27,415,545 円 継続 54 件 10,818,909 円

(2) 婚姻時の年齢が 39 歳以下の世帯

新規 38 件 11,120,500 円 継続 10 件 979,739 円

市 民 活 動 支 援（公民連携室）

1 山形市市民活動支援センター

市民活動に関する総合支援施設として、平成17年4月1日にまちづくり情報センターから市民活動支援センターにリニューアルした。平成20年4月1日より、指定管理者による管理運営を実施している。

- (1) 所在地 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル 22階・23階
 (2) 指定管理期間 平成30年度～令和9年度
 (3) 指定管理料の上限 333,000,000円に消費税及び地方消費税の額を加えた額（平成30年度～令和9年度分）
 (4) 施設設備

会 議 室	高度情報会議室	広さ	127㎡	定員	60人（椅子のみ100人）
	会議室A		33㎡		10人
	会議室B		36㎡		16人
	ミーティングコーナー				40人
主な設備	コピー機1、インターネット接続パソコン3、 パソコン用プリンター1（ポスター用フルカラー）、同時2色刷り輪転機1、 製本機1、紙折り機1、登録団体用ロッカー、メールボックス				

(5) 事業

- ① 情報収集・広報事業
 市民活動団体との連携により、ホームページ等を活用した情報収集・発信
 ② 学習事業
 NPO法人や市民活動団体の会計・税務・事業企画・補助申請などの実務講座、コミュニティビジネス講座、ボランティア講座、パソコン講座など
 ③ 相談事業
 ボランティア、NPO法人設立、団体の運営、事業の実施、補助金申請など
 ④ 事務機器の貸し出し
 印刷機、製本機、紙折り機、ノートパソコン、ロッカー、メールボックス

(6) 利用状況（令和6年度）

総利用者人数	17,345人
会議室利用人数	6,838人
ミーティングコーナー利用人数	753人
OAコーナー利用人数	1,147人
自主講座受講人数	840人（60回開催）

2 山形市市民活動支援基金（山形市コミュニティファンド）

市民活動団体における資金課題の解決及び企業等の社会貢献意欲を結びつける仕組みとして、平成20年4月より山形市市民活動支援基金（山形市コミュニティファンド）を運営している。

(1) 寄附の形態（3種類）

分野希望寄附	寄附の使い道の分野を希望 10万円以上の寄附の場合、愛称を設定した個別ファンドが設定可能
団体希望寄附	登録団体の中から寄附したい団体を希望
一般寄附	特定の分野や団体を希望しない場合

(2) 補助実行

市民活動団体による公益的な事業の提案に対し、評議委員会の選考結果を参考に決定する。

(3) 実績（令和6年度）

- ・ 寄附実績 4件 4,074,033円
- ・ 補助実績 14件 4,738,264円



山形市地域公共交通計画（公共交通課）

地域公共交通の活性化については、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成26年5月公布・11月施行）に基づき、平成28年3月に「山形市地域公共交通網形成計画」を策定し、各種施策を推進してきた。

この計画の計画期間が令和2年度までであること、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が令和2年6月に改正され、地域の輸送資源を総動員して持続可能な運送サービスの提供について、交通事業者等の関係者が協議しながら公共交通改善・移動手段の確保に取り組める仕組みが拡充されたことなどから、これまでの「山形市地域公共交通網形成計画」を活かしつつ、山形市都市計画マスタープランや山形市立地適正化計画との整合性を確保しながら、自動車に頼らなくても誰もが快適に移動できる環境を構築するため、新たな「山形市地域公共交通計画（令和3年3月）」を策定した。

1 計画期間 令和3年度～令和7年度

2 基本方針 「まちづくりの将来像を見据え様々な移動ニーズに対応しながら機能的・効果的で、わかりやすく使いやすい公共交通を順次整備します」

～機能的で効率的な公共交通の実現に向けて～

公共交通を確保・維持し、利便性の向上を図るにあたり、最適な費用対効果について、市民をはじめ、事業者、行政が共通認識するとともに、適切な役割分担を行い、市全体として最適化を図ることにより、将来にわたり持続的な公共交通の構築を目指す。

【事業者の役割】

事業者は、マーケティング強化などの経営努力を行いながら公共交通事業を行う。

【行政の役割】

山形市は、事業者を支援するとともに、事業者において対応できない部分について地域住民と協働して公共交通事業を行う。また、地域住民が主体となって公共交通事業を行う場合はそれを支援する。

【市民の役割】

市民は、受益者としてだけでなく当事者としての意識を持ちながら公共交通について考え、日常生活における移動目的や場に応じた積極的に公共交通を利用するとともに、受益に応じた負担をすることで公共交通を守り育てる。

【全体の最適化】

山形市は公共交通の整備・充実にあたり、ニーズに的確に対応したサービスを民間活力の活用により提供する。提供にあたっては、最小の経費で最大の効果を得られるよう、PDCAサイクルによる見直しを不断に行う。

3 計画の目標と目標を達成するための施策

目標	目標を達成するための施策
1. まちづくりと連動した公共交通ネットワークの整備	<u>施策1-1 交通軸の構築</u>
	<u>施策1-2 交通結節点の整備</u> (1) 交通結節点の整備【新規】 (2) 新駅の検討【新規】 (3) 鉄道駅をはじめとした結節のバリアフリー化
	<u>施策1-3 鉄道、バスの利便性向上</u> (1) バス幹線路線の設定【新規】 (2) バス路線の経路・ダイヤ等の見直し【新規】 (3) バスの定時性・安全性を確保するためのバスレーンの導入検討 (4) バス乗降による交通流への影響緩和のためのバスベイ設置 (5) バス停のバス待ち環境の改善 (6) 鉄道の南北縦貫運行に向けた検討【新規】

	<u>施策1-4 市街地の回遊を支えるバスの運行</u> (1) 南部循環バス（(仮称)南くるりん）の導入【新規】 (2) 北部循環バス（(仮称)北くるりん）の導入【新規】 (3) ベニちゃんバス東くるりん・西くるりんの運行
	<u>施策1-5 広域的な移動や観光移動を支える公共交通等の推進</u> (1) 観光客向け周遊環境の向上【新規】 (2) 蔵王と山寺を結ぶ観光路線の検討【新規】 (3) 山形～仙台間の公共交通の利用拡大 (4) 連携中枢都市圏における広域的な公共交通ネットワークの構築
2. 徒歩や公共交通などで楽しめる中心市街地の移動環境づくり	<u>施策2-1 中心市街地の暮らしやすさにぎわいに資する移動環境の形成</u> (1) 中心市街地におけるカーシェアの導入促進及びシェアサイクルの導入【新規】 (2) 歩行者空間整備と連動した、バス待ち環境や案内表示の改善 (3) 歩行者空間整備と連動した、バス利用環境の構築【新規】 (4) ベニちゃんバス東くるりん・西くるりんの運行（再掲）
	<u>施策2-2 公共交通を利用した中心市街地へのお出かけの促進</u> (1) 商店街等と連携した割引やポイントサービスの導入検討【新規】 (2) 観光客向け周遊環境の向上（再掲）【新規】
3. 公共交通による生活実態に即した身近な移動の支援	<u>施策3-1 郊外地域における新たな公共交通の導入等による生活交通の確保</u> (1) タクシー等を活用した新たな公共交通の導入（モデル事業の実施）【新規】 (2) 郊外と中心部を結ぶコミュニティバス等の運行 (3) 福祉輸送やその他輸送手段との連携【新規】
	<u>施策3-2 持続可能な公共交通事業の経営</u> (1) 路線バス赤字路線への運行補助 (2) タクシー等を活用した新たな公共交通の導入（モデル事業の実施）（再掲）【新規】
	<u>施策3-3 高齢者への支援や学生の足の確保</u> (1) 高齢者や免許返納者等の移動に困っている方への支援の見直し【新規】 (2) 学生の足の確保【新規】
4. 公共交通のわかりやすく・使いやすい利用環境の形成	<u>施策4-1 M a a S の導入</u> (1) M a a S の導入【新規】 (2) 山形県地域公共交通プラットフォームとの連携【新規】 (3) 交通系 I C カード導入による利便性向上【新規】
	<u>施策4-2 便利で楽しい公共交通の P R、公共交通利用に向けた意識醸成</u> (1) わかりやすいバス案内 (2) スマートフォンアプリ等による利用案内、S N S による情報発信【新規】 (3) 若者向け P R の推進【新規】 (4) 観光地と協働した公共交通利用キャンペーン等 P R イベントの実施 (5) 公共交通利用のきっかけづくり、啓発活動
	<u>施策4-3 誰もが安心して使える利用環境づくり</u> (1) バリアフリー車両、環境にやさしい車両、ユニバーサルデザインタクシー等の導入促進 (2) 感染症に強い公共交通利用環境の整備【新規】
計画の推進にあたって	外部評価を得ながら、全体最適化の視点から不断に P D C A サイクルによる見直し

4 具体的な施策

①山形市地域公共交通計画推進事業

計画に位置づけられた取組を効率的に実施するため、各種関係機関との協議・調整、事業の評価検証を行う。併せて、連携中枢都市圏ビジョンを踏まえた広域的な公共交通ネットワークについても、ワーキンググループを開催し、関係市町と意見交換を行うほか、市町が運行するコミュニティバス等の路線情報等のオープンデータ（G T F S - J P）の更新作業について、適切かつ効率的に行うため、連携事業として実施する。

②公共交通モデル地区検討事業

市内 30 地区の中から特に公共交通の必要性や緊急性が高い地区（金井地区、村木沢地区、滝山地区、楯山地区の 4 地区）を選定、地域の状況と地域住民のニーズに対応可能な移動手段を検討し、モデル事業として実証実験を実施するもの。

令和 6 年度は、選定された 4 地区において実証実験とその検証を行い、実験内容に係る課題の洗い出しを行った。

③コミュニティサイクル運営事業

市民の日常利用や来訪者の観光利用など中心市街地を核とした移動環境の向上はもとより、脱炭素型のライフスタイルへの転換を図るためにコミュニティサイクルを導入し運営するもの。

令和 5 年度は、電動アシスト自転車 100 台、ポート 40 箇所を追加設置し、自転車 280 台、ポート 80 箇所に拡大した。

令和 6 年度は、ポートの配置見直しを行い、ポートを 91 箇所に拡大した。また、愛着と親しみを深めてもらい、更なる利用拡大を図るため、愛称を募集し、愛称を「ベニちゃり」に決定した。

④公共交通MaaS導入事業

鉄道や路線バス、コミュニティバス、タクシー等の複数の移動サービスを組み合わせ、アプリ等を用いて経路検索・予約・決済等を一括で行うことができるサービスであるMaaSを導入するもの。

令和 5 年度は、ベニちゃんバスとコミュニティサイクル等を組み合わせた新たなデジタルチケットの導入、他のMaaSサービスとの連携を図った。

令和 6 年度は、タクシーを活用した新たなデジタルチケット「山寺蔵王定額タクシー」の販売を開始した。

⑤交通結節点整備事業

令和 5 年度は、交通結節点整備方針において整備優先箇所に選定された候補地のうち周辺道路の整備やモデル事業の検討等、具体的な整理が行われている「楯山駅周辺」、「馬見ヶ崎・嶋エリア」、「イオンモール山形南付近」に係る「交通結節点整備基本構想」を策定した。また、都市・地域が抱える多様な課題に対応すべく、交通とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図るため、「山形市総合交通戦略」を策定した。

令和 6 年度は、円滑な移動とストレスのない待合環境を実現し、更なる利便性の向上を図るため、山形市役所前や山形駅西口等主要なバス停において、デジタルサイネージの設置を行うとともに、山形市役所前待合所のリノベーションを実施した。

⑥新駅整備検討事業

「山形市地域公共交通計画」に掲げる交通ネットワークビジョンの構築において重要な結節点となる「新駅」の設置に向け、新駅の位置・規模等及び駅周辺の交通施設（駅前広場）の規模・機能等の検討に必要な調査を行うもの。

令和 5 年度は新駅整備に向けた調査検討を行い、新駅利用者数等の需要予測や新たな需要創出策のブラッシュアップを行い、JR東日本と意見交換を行った。

令和 6 年度は、効率的かつ利便性の高い新駅の設置箇所を検討するために、複数の設置候補箇所を設定のうえ、需要予測における想定利用者数を踏まえ、各候補箇所における駅の規模・形態・概算事業費等の調査・検討を実施した。併せて、想定される利用者数や端末交通に基づき、駅周辺の駅前広場に必要機能・規模等に関する調査・検討を実施した。

コミュニティバス・地域交流バス（公共交通課）

路線の廃止などで、路線バスが運行されていないバス空白地域や路線バスの利便性が低いバス不便地域の公共交通手段を確保するため、市が一般乗合旅客自動車運送事業者と協定締結又は委託契約を行うとともに、市が購入した車両や事業者の車両を使いコミュニティバス等を運行している。なお、運行に係る費用については、運行に要する経費から運賃収入を差し引いた額を市が支出している。

1 山形市コミュニティバス（高瀬線）運行事業

平成11年度から14年度まで高齢者福祉バスとして65歳以上の方を対象に週1日・2往復運行していたが、高瀬線の利用状況が比較的好調であることや高瀬小学校合の原分校の廃校に伴う児童の通学手段を確保する必要が生じたことなどから、年齢制限をなくして、平成15年度から平日毎日運行している。また、令和元年10月から車両を小型バスからジャンボタクシーに変更するとともに、運行経路を循環型とした。

運行内容

運行方法	一般乗合旅客自動車運送事業者への委託による運行（道路運送法第4条）
運行区間	高沢～山形駅前
運行日	平日運行（土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）は運休）
運行本数	1日5便（上り2便、循環型3便） 始発の上りは高楯中学校まで
運賃	1回乗車ごと 中学生以上300円、小学生150円、未就学児無料 一定区間だけの乗降の場合 中学生以上200円、小学生100円、未就学児無料 障がい者、車いす利用者等は上記運賃の半額 小学生及び中学生には、学期ごとの定期券発行

2 山形市地域交流バス（南部線）運行事業

平成11年度から14年度まで高齢者福祉バスとして65歳以上の方を対象に週1日・2往復運行していたが、平成15年度から地域交流バスとして年齢制限をなくして運行している。また、平成22年9月から車両を小型バスからジャンボタクシーに変更している。

運行内容

運行方法	一般乗合旅客自動車運送事業者への委託による運行（道路運送法第4条）
運行区間	農業試験場前～山形市役所前
運行日	火曜日（祝日及び年末年始（12/29～1/3）は運休）
運行本数	上り2本、下り2本
運賃	1回乗車ごと 中学生以上300円、小学生150円、未就学児無料 一定区間内の乗降の場合 中学生以上200円、小学生100円、未就学児無料 障がい者、車いす利用者等は上記運賃の半額

3 コミュニティバス東部及び西部循環線運行事業

人口密度の高さに対して、バスのサービス水準が低い市街地の東部及び西部地域の生活交通の確保と公共交通の利用促進を図るため、市が購入した小型ノンステップバス4台でコミュニティバスを運行している。西部循環線は平成23年10月より運行を開始し、その後、平成29年7月からは新たに東部循環線の運行を開始した。また東部循環線の運行に合わせて、西部循環線の運行内容を見直し、廃止となった中心街100円循環バスの役割を東部及び西部循環線が引き継いでいる。

運行内容

運行方法	一般乗合旅客自動車運送事業者と協定を結び運行（道路運送法第4条）
運行区間	山形駅前（山形駅東口）～（市街地東部・西部エリア）～山形駅前～（中心市街地エリア）～山形駅前 経路は、東部循環線が「東原町先回りコース」と「小荷駄町先回りコース」の2つ 西部循環線が「城西町先回りコース」と「上町先回りコース」の2つ
運行日	毎日運行（元日のみ運休）
運行本数	1日48本 東部循環線24本、西部循環線24本
運賃	1回乗車ごと 東部・西部エリアまたは中心市街地エリア内での乗降 中学生以上100円、小学生50円、未就学児無料 エリアをまたいだ乗降 中学生以上200円、小学生100円、未就学児無料 障がい者、車いす利用者等は上記運賃の半額



自主運行交通支援事業（公共交通課）

路線の廃止などで、路線バスが運行されていない地域の公共交通手段を確保するために、地域住民が組織する団体が主体となり、一般乗合旅客自動車運送事業者に委託をして公共交通の運行を行う事業に支援を行っている。

明治・大郷自主運行交通支援事業

平成15年度から20年度まで週1日・2往復運行していた地域交流バス（明治線）の代替交通として、沿線の町内会等が主体となり、運行日や停留所を増加させ利用者の利便性を高める目的で、平成21年度から自主運行方式の予約制乗合タクシー「スマイルグリーン号」の運行を行い、その事業に対して支援を行っている。平成28年10月からは運行区域を中山町にも拡大し、広域交通ネットワークとしての役割も担っている。

支援方法

協議会に、運行経費から運賃収入を差し引いた額を補助する。（利用可能距離に応じて中山町と按分）

運行内容

運行主体	大郷明治交通サービス運営協議会
運行区間	中山町～明治・大郷地区～山形駅前
運行日	月、水、金曜日運行（盆（8／13～17）、年末年始（12／29～1／3）は運休）
運行本数	全日7便 中山町→明治・大郷→山形駅前（2便） 山形駅前→明治・大郷→中山町（2便） 山形駅前→明治・大郷（1便） 明治・大郷→中山町（1便） 中山町→明治・大郷（1便）

道の駅やまがた蔵王（公共交通課）

日本全体で少子高齢化が進捗し人口減少社会を迎える中、地域経済を活性化させるためには、本市への移住・定住を促進するのみならず、本市の有する蔵王や山寺をはじめとする豊かな自然や歴史などの観光資源を生かして、多くの観光客等を地域内に呼び込み交流人口の拡大を図ることにより、地域外からの消費・投資を促す必要がある。

このことから、山形を代表する観光地「蔵王」の登り口となる東北中央自動車道・山形上山IC付近に、道の駅やまがた蔵王を整備し、交流人口の拡大を図っていく。また、本施設は単なる休憩施設ではなく、それ自体が目的地となり市への来訪者が山形の魅力を体験・体感するとともに、地域の活性化及び地場産業の振興に資する施設として、地方創生の拠点となることを目指す。なお、本施設は国道13号の道路管理者である国土交通省との一体型により整備運営を行う。

＜道の駅やまがた蔵王の概要＞

所 在 山形市表蔵王 79 番地 1

敷地面積 21,160.91 m²（うち市の施設は 14,736.56 m²）

延床面積 2,488.48 m²（うち市の施設は 1,837.46 m²）

オープン日 令和5年12月3日

基本コンセプト：「山形の魅力を発信し、人の流れを生み出す道の駅」

主な機能 休憩機能：トイレ、休憩コーナー、ベビーケアルーム、駐車場377台、駐輪場

情報発信機能：総合案内所、情報発信コーナー（観光情報、道路情報等）

賑わい創出機能：樹氷ホール（多目的ホール）、飲食・物販コーナー、ラジオ放送ブース、車中泊スペース

芋煮広場、イベント広場等

交通結節機能：バス停留所、バス待合所、パークアンドライド駐車場

防災機能：防災倉庫、非常用電源装置、受水槽、マンホールトイレ

事業手法 DBO方式：民間の経営能力及び技術的能力を活用し、事業者が公共の資金で施設の設計・建設から運営・維持管理までを一括で行う。

基本契約（R3～R20）：山形県観光物産会館グループ（㈱山形県観光物産会館を代表企業とする9社で構成）

設計・建設業務：道の駅（仮称）蔵王設計建設工事共同企業体（㈱市村工務店を代表企業とする5社で構成）

運営・維持管理業務：株式会社表蔵王ベルタウン（特別目的会社）

男 女 共 同 参 画（男女共同参画センター）

男女が個人として尊重され、お互いを大切にしながら協力し合い、社会のあらゆる場面とともに個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を目指し、平成10年9月に県内初、全国で14番目となる「男女共同参画都市宣言」を行い、平成25年4月に「山形市男女共同参画推進条例」を施行し、市民及び事業者等と連携して様々な取り組みを行っている。

令和4年に第4次山形市男女共同参画計画「いきいき山形男女共同参画プラン」（令和4年度～令和8年度）を策定し、男女共同参画意識の醸成、多様な生き方を選択できる環境の実現等に取り組んでいる。

1 施設概要

目 的	男女共同参画に関する各種の施策を展開する拠点施設として、男女がともにその能力を十分に発揮できる環境づくりを推進し、男女共同参画社会の形成に資する。
沿 革	平成7年11月 竣工 平成8年2月 開館
所 在 地	山形市城西町二丁目2番22号
構 造 等	鉄筋鉄骨5階建 【4・5階部分（1～3階：山形市社会福祉協議会）】
延 床 面 積	1,136.48㎡（建物全体：7,478㎡ 敷地：10,600㎡）
建 設 費	約5億2,800万円（建物全体：34億7,700万円）
施 設 内 容	学習機能：会議室、保育室、ワーク室、研修室1、研修室2、視聴覚室、親子観覧室 交流機能：交流コーナー、団体ロッカー、メールボックス 相談機能：相談ロビー、相談室 情報機能：情報コーナー 総合機能：リフレッシュコーナー、事務室
開 館 時 間	午前9時から午後10時
休 館 日	祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12月29日～1月3日）



2 男女共同参画施策

(1) 山形市男女共同参画審議会

男女共同参画に係る施策の推進等に関し、市長の諮問に応じ審議する機関で、市民の意見を反映させ、男女共同参画に係る施策を推進している。

(2) 男女共同参画施策の推進

- ① 審議会等への女性委員の参画状況調査
審議会等への女性委員の参画率28.4%（令和7年3月末現在）
- ② 意識啓発事業
市の施策や先進事例の紹介等を通して男女共同参画意識の啓発を図るため、情報紙「ファースト」を発行する。（年1回）
- ③ 男女共同参画学習資料の配付
性別にとらわれずに、一人の人間として尊重され、個性と能力が生かされる豊かな社会づくりを進めるために、小学1・4年生及び中学1年生を対象とする学習資料「きらり かがやいて」を市内の各小・中学校へ配付し、活用を図る。
- ④ 山形市女性人材バンクの整備と活用
市の審議会等の委員又は研修会の講師等としてふさわしい女性の人材バンクを整備し、各課へ情報を提供するとともに、登録者を対象に研修会を開催し資質の向上を図る。
女性人材バンク登録者69人（令和7年3月末現在）
- ⑤ 女性団体の育成
山形市女性団体連絡協議会（令和7年度 構成団体数11団体）の活動を支援する。
- ⑥ 男女共同参画意識の啓発
「男女共同参画週間」について市ホームページ及びパネル展示等で周知啓発を行う。
- ⑦ 社会全体で子育てする機運醸成事業
職場でともに働く部下の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮する上司（イクボス）の普及に向け、市内のイクボスの取り組みを推進するとともに、イクボス制度について市報等で周知啓発を行う。
- ⑧ 性の多様性に関する理解促進事業
ア 講座等の実施
性の多様性に関する市民向け講座・市職員向けの研修会を実施する。

イ リーフレットによる周知

リーフレットを作成し、市有施設への配置、ホームページへの掲載を通して、性の多様性に関する市民の理解促進を図る。

ウ 図書コーナーの設置

男女共同参画センター内に性の多様性に関する書籍やマンガを集めた特設コーナーを設置し、市民の理解促進を図る。

⑨ DV防止及び支援対策

配偶者等からの暴力(DV)に係る庁内関係課との連携

ア 「女性に対する暴力をなくす運動週間」に合わせパネル展示等(パープルリボンプロジェクト)を実施する。

イ リーフレットやポケットティッシュを作成・配布し、市民の理解促進を図る。

⑩ 生理用品の無償配付

経済的な理由などで生理用品の購入が困難な市内在住の女性へ、申し出により、無償で生理用品の配付を行う。

⑪ 次期プラン策定のためのアンケート等調査の実施

第4次山形市男女共同参画計画「いきいき山形男女共同参画プラン」の次期プラン策定に向けたアンケート調査等を実施する。

3 山形市男女共同参画センター「ファース」の運営管理

市民が活動し、交流し、相談する総合的な機能を有する男女共同参画社会づくりの拠点施設として、平成8年2月に女性センターとして設置、平成15年4月に名称を男女共同参画センターへ変更、平成25年4月に施行した山形市男女共同参画推進条例第16条において、男女共同参画の推進施策を実施し、男女共同参画に関する学習の機会を提供する拠点施設として位置付けられた。

(1) 山形市男女共同参画センター運営委員会

男女共同参画センターの運営の円滑化を図るための機関で、市民の意見を反映させ、男女共同参画の推進を図る。

(2) 利用状況(令和6年度)

総利用者数 14,652人

うち貸室利用者数	6,780人
講座受講者(出前講座含む)	2,119人
交流・情報コーナー利用者数	5,287人
相談利用者	466人

(3) 事業

① 公民連携による女性人材育成事業

公民連携で女性人材育成事業(まち、わたし、きらめく Women's Campus 山形)を実施することにより、地域で活躍する女性リーダーを養成する。

ア 女性リーダー育成事業

12名の女性企業社員に対して、リーダーとしての資質・マネジメント能力向上プログラム(全4回)を実施する。

イ 若年女性地元定着促進事業

12名の市内女子高校生に対して、キャリア探究プログラム(全4回)を実施する。

ウ 令和4・5・6年度参加者による活動への支援

② 学習事業

第4次山形市男女共同参画計画「いきいき山形男女共同参画プラン」の3つの目標に基づく内容で、センター自主企画講座、市民の企画運営によるファース市民企画講座を実施する。また、内容によりオンラインでの受講の機会を提供する。

③ 男女共同参画宣言都市事業

ア 男女共同参画週間関連事業(6月23日~29日)

「男女共同参画早わかり」等のパネル展示を行う。

イ 男女共同参画に関する一行詩事業

男女共同参画に関する作品を募集し、応募作品を周知する。

④ 広報事業

男女共同参画センターの活動や実施講座の広報のため、ホームページ及び公式Instagramによる広報及び情報紙「ファースお知らせ版」を発行する。

⑤ 市民活動支援事業

ア 男女共同参画のまちづくりを目指し、自主的に活動する団体へ無料で貸館を行う。

イ ファーラ市民企画講座実施団体に対し、広報及び経費等の支援を行う。

⑥ 相談事業

一般相談・・・休館日（祝日及び振替休日、年末年始）及び休室日（12月27日、12月28日、1月4日）を除く毎日

法律相談・・・月3回

女性の健康相談・・・随時

女性の権利110番（県弁護士会との共催）・・・6月27日

⑦ 情報収集事業

男女共同参画に関する図書・DVDの整備と貸出及び全国の男女共同参画行政・施設の資料等の収集整備を行う。

⑧ 交流事業

打合せ等で利用できる交流コーナーを市民に開放する。



情 報 化（情報企画課）

1 D Xの推進

行政事務の効率化・高度化や行政システムの最適化、市民サービスの向上を図るため、次のような取組みを行っている。

(1) 山形市情報化基本方針

山形市の情報化の基本的な方向性を示すものとして平成29年4月に策定した。社会情勢の変化やICTの取り巻く状況、国・県の動向に柔軟に対応しつつ、これまでの情報化施策の課題解決を図るとともに、山形市のまちづくりの方針を示した「山形市発展計画」に基づく各施策をICTの側面から推進するため、6つの基本方針を掲げている。

(2) ICTアドバイザー活用事業

情報システムの導入・更新において、クラウド等新たなサービスの提供による選択肢の増加やシステムに合わせた業務遂行のためのBPR（Business Process Re-engineering：業務改革）の実施等、検討すべき事項が多く、また専門的な知見が必要とされることから、令和元年5月から外部コンサルタントから助言や支援を受け、情報システムの調達に係る費用削減や運用の効率化を図っている。なお、令和6年5月に事業者の再選定を行った。

(3) RPAツール導入による業務支援等

RPA（Robotic Process Automation）は、Excel等、パソコン上の操作を自動化するためのソフトウェアで、パソコンの定型的作業等の効率化・正確性向上等が期待できる。

令和元年度に導入効果を検証し、効果が認められたことから、令和2年度からRPAツールを本格導入し、業務の効率化を図っている。令和6年度末で、広報紙原稿データ取りまとめ業務や他公立図書館との蔵書貸し借り業務など、20業務において活用している。

(4) 新たなデジタル技術活用

AIについては、令和元年度から検証を進め、保育所入所業務や受付自動応答等で活用している。また、令和5年度から、生成AI利活用のガイドラインを定め、業務利用を開始するとともに、若手職員を中心としたワーキンググループを設置して利活用の検討を行った。さらに、令和4年度にコミュニケーションツールである業務用チャットツールやLINEの拡充、おやこよりそいチャットを、令和5年度にやまがた出産・子育てアプリ、ビッグデータ分析ツールを、令和6年度につながりよりそいチャット、AI音声認識文字起こしシステムを導入した。また、ICTを活用した教育の推進として統合型校務支援システムに心の健康観察機能や保護者との連絡機能を追加、電子黒板を普通教室へ100%設置する等、新たなデジタル技術の活用を図っている。

2 基幹システムの運用

住民記録や税情報等、住民情報を扱う事務を処理するためのシステムとして、昭和58年10月から運用している。平成21年にシステムを大幅に見直し、全国的に利用されるパッケージシステムを導入した。

基幹システムの契約満了や国が示すシステム標準化対応を見据え、令和3年4月に「山形市次期基幹システム基本計画」を策定し、計画に基づいて令和3年10月にシステム調達公募を実施し、令和4年3月に契約を締結した。

令和4年度当初より本格的な構築を開始し、令和6年1月より新基幹システムとして稼働を開始している。

国が示す標準化基準に適合したシステム（以下「標準準拠システム」という。）の利用が義務付けられ、ガバメントクラウドを活用して情報システムを利用するよう努めることとされている。

令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行することを目標とするとされており、本市では令和7年度中の移行完了を目指して事業を進めている。

新基幹システム構築に合わせ、市民サービス向上及び窓口のデジタル化を図るため、「行かない窓口」、「書かない窓口」、

「迷わない窓口」を実現するための以下のシステム・サービスの導入や拡充を行った。

- ① 市県民税の申告書がオンラインで作成できる税額試算サービス（令和５年１月）
- ② インターネットで引っ越しや結婚などのライフイベント時に必要な手続きや必要な書類を検索できる「山形市手続きガイド」（令和４年１０月）
- ③ 住民票などの証明書郵送交付をインターネットで申請、クレジット決済できるサービス（令和５年２月）
- ④ 転入、転出、転居などで窓口に来庁した方が申請書を手書きせずに手続きができる書かない窓口サービス（令和６年１月）
- ⑤ コンビニエンスストアでの、納付対象科目の拡充（令和６年４月）と交付対象証明書の拡充（令和６年１月）

３ ＯＡ機器の運用

行政事務執行に必要となるパソコン等のＯＡ機器を運用管理している。パソコンについては、平成19年に職員一人一台体制とし、ＯＳ等のサポート期間等を考慮した上で、原則５年の賃貸借により導入している。プリンタについては、トナー等の消耗品について一括管理することで費用の低減を図っている。

４ 内部事務処理システムの運用

これまで運用していた財務会計業務のほか、文書管理事務、市職員に係る庶務事務を合わせて、電子決裁を用いるシステムとして再整備し、平成27年４月に導入運用している。財務会計については、平成27年９月に予算編成、28年４月に予算執行系を稼働させている。

５ 構内情報通信網（ＬＡＮ）の運用

（１）地域イントラネット

平成15年３月に市内全ての公共施設・小中学校を高速通信網で接続する地域イントラネットを構築し、同年４月から運用を開始している。情報セキュリティを確保しつつ、行政運営の高度化・効率化を図り、市民がいつでも行政サービスを受けることができるよう、ＤＸ推進の基盤として運用している。

（２）グループウェア

庁内ＬＡＮを活用し、事務処理及び情報管理の向上、執務環境改善等を図る目的で平成13年10月に試験導入した。平成14年度の庁内全課拡張の後、15年度にイントラネットを利用して庁外施設まで拡張し、全職員が利用可能になった。主な機能としては電子メール、電子掲示板、スケジュール管理、共有文書管理がある。

（３）総合行政ネットワークシステム（ＬＧＷＡＮ）

全国の都道府県及び市区町村と国の省庁を専用回線で接続する行政専用のネットワークで、申請・届出等行政手続きのオンライン化、公的個人認証サービスにおける電子証明書発行等、電子自治体構築のための必須基盤とされ、平成15年９月に接続し、運用している。

（４）情報セキュリティ対策

重要な情報を取り扱う上で職員が守るべきルールとして、平成16年度に情報セキュリティポリシーを定め、運用を開始した。令和元年度には、情報システム全体の強靱性の向上（インターネットと庁内事務ネットワークの分離等）により、実施すべき情報セキュリティ対策に変化が生じたことから、情報セキュリティポリシーを改定した。

平成29年度には、マイナンバー等重要な情報の漏えい防止や情報システムの安全性の確保を図るために、マイナンバー利用事務端末機での情報持ち出し制限設定と、端末機利用時の二要素認証方式を導入した。また、ＬＧＷＡＮ接続ネット

ワークとインターネット接続ネットワークを分割し、県と市町村が共同でインターネット接続システムを構築し、共同利用を開始した。

6 電子申請システムの運営

山形県及び県内全市町村との共同利用による電子申請システムを構築し、平成19年3月から稼働している。平成24年1月からASP方式(Application Service Provider方式:インターネットを通じてアプリケーションを利用する方法)に更新し、運用している。

7 統合型GISの運用

山形市庁舎内のみ利用する統合型GIS(Geographic Information System:地理情報システム)は平成21年度に構築し平成22年度より稼働、ASP方式でインターネット回線にて住民に地図情報を公開する公開用GISは平成23年度より稼働している。

8 スマートシティの推進

行政事務の効率化・高度化や行政システムの最適化、市民サービスの向上を図るため、次のような取組みを行っている。

(1) 山形市スマートシティ推進基本計画

デジタル化の推進により多様化、複雑化する地域課題を迅速に解決し安全で快適な社会を実現するため、山形市が目指すスマートシティの実現に向けてデジタル技術を有効に活用した取組の指針として令和4年3月に「山形市スマートシティ推進基本計画」を策定し、各種取組を実施している。

- ① 健康保持増進（健診データ等の統合・分析による健康増進に向けた支援、AI等を活用したデータ分析による生活習慣改善への取組の推進）
- ② 公共交通の整備（山形市MaaSプラットフォームの整備、山形市MaaS導入事業）
- ③ 行政DX推進（行政手続のデジタル化、マイナンバーカードの活用、AI・RPA等による業務改革の推進）
- ④ デジタル人材育成（小中学校における時代に対応したICT環境の充実及び情報活用能力の育成、高校生を対象としたデジタル人材の育成、山形市立商業高校スマートスクール化）
- ⑤ 高度デジタル人材とのネットワーク形成（高度デジタル人材の招致による関係人口及び連携企業の増加、テレワーク、ワーケーションの推進と環境整備）
- ⑥ 公民連携によるDX推進（地域課題解決や新たなサービス創出を目指し地域DXアイデアコンテストを検討）
- ⑦ スマートタウンモデル事業

(2) やまがたAI部

スマートシティの実現を担う人材育成のため、高校生を対象にAIに関する先進技術やデータサイエンス等を学ぶ機会を提供する「やまがたAI部」への活動支援を行っており、年々、参加校が増加してきている。

(3) DX推進体制

山形市では、市全体のDXをさらに推進するため、副市長を山形市役所におけるDXの最高責任者(CDXO)とした。また、CDXOを補佐し、より専門的な知見をDX推進に活かすため、外部から専門的な知識と経験を持つ人材を公募し、令和7年度からCDXO補佐官として委嘱している。CDXO補佐官は、CDXOの補佐業務に加え、民間企業、地域団体、関係機関などとの連携を深め、山形市全体のDXを支援する。